

大口町告示第89号

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年8月18日

大口町長 鈴木雅博

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱（平成25年大口町告示第100号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中小企業基本法」の次に「(昭和38年法律第154号)」を加え、同条第4号中「大口町税条例」の次に「(昭和38年大口町条例第15号)」を加える。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1条を加える。

(新紙幣対応に係る補助事業の特例)

第2条 令和5年度及び令和6年度に限り、新紙幣対応支援事業を第3条の補助事業とみなす。

2 新紙幣対応支援事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は次のとおりとする。

事業の種類	補助対象経費	補助率	限度額
新紙幣対応支援事業	現に大口町内に設置してある自動販売機、現金收受機、釣銭機等、無人で金銭を收受する機器において、新紙幣（令和6年度に一新する予定の紙幣をいう。以下同じ。）の発行に伴い金種識別や真贋判定に対応するために紙幣識別機ユニットの交換等、必要な改修に要する経費又は機器の更新に要する経費	2分の1	50万円を上限とする。

3 新紙幣対応支援事業に係る補助金の交付を受けようとする事業者は、大口町中小企業支援事業（新紙幣対応支援事業）補助金交付申請書（様式第1の1）に、必要書類を添付し、町長に提出するものとする。なお、交付申請期間は、事業

実施後、1年間又は事業実施年度の3月31日までのいずれか早い期日までとする。

- 4 新紙幣対応支援事業に係る補助金の交付は、1事業者につき、1回限りとする。
- 5 新紙幣対応支援事業に係る補助金交付手続きに関しては、第5条第1項、第6条、第8条、第10条及び第11条の規定は適用しないものとする。この場合において、第7条第1項中「前条」とあるのは「附則第2条第3項」と、第12条中「前条の補助金の確定通知」とあるのは「第7条第2項の交付決定通知」と、「確定通知書」とあるのは「大口町中小企業支援事業補助金交付決定通知書」と、様式第8中「交付額の確定」とあるのは「交付決定」と読み替えるものとする。
- 6 新紙幣対応支援事業に係る交付申請書の様式については、第6条の規定にかかわらず次の様式とする。

様式第1の2（附則第2条関係）

大口町中小企業支援事業（新紙幣対応支援事業）補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱附則第2条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業概要

事業の名称	新紙幣対応支援事業
事業の内容	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
交付申請額	円

※交付申請額の算定は、別表を参照のこと。

2 対象経費の内訳

経費区分	補助対象経費	経費内訳
合 計		

(注1)「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。

(注2) 必要に応じて、別紙で作成すること。

(添付書類)

- ①個人の場合は、事業活動を証する書類及び直近の確定申告書の写し
- ②法人の場合は、登記事項証明書、定款及び直近の決算書の写し
- ③補助対象事業の内容が確認できる書類及び写真
- ④補助対象経費の金額が確認できるもの（国、県又はその他団体等から当該補助事業の実施に関して補助金等を受ける場合は、その交付決定を証する書類等を含む。）
- ⑤補助対象経費に係る支払いの内容が確認できる書類（領収書、振込書等）
- ⑥暴力団排除に関する誓約書
- ⑦その他町長が必要と認める書類

同 意 書

私は、大口町長に対し、大口町中小企業支援事業補助金の交付に必要な町税等の公簿の閲覧に同意します。

年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、この要綱による改正後の大口町中小企業支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業基本法 <u>(昭和38年法律第154号)</u> 第2条第1項に規定する中小企業者をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 町税 大口町税条例 <u>(昭和38年大口町条例第15号)</u> 第3条各号に規定する税目をいう。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 <u>この要綱は、平成25年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(新紙幣対応に係る補助事業の特例)</u></p> <p>第2条 <u>令和5年度及び令和6年度に限り、新紙幣対応支援事業を第3条の補助事業とみなす。</u></p> <p>2 <u>新紙幣対応支援事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業 の種 類</th> <th style="text-align: center;">補助対象経費</th> <th style="text-align: center;">補 助 率</th> <th style="text-align: center;">限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新紙 幣対 応支 援事 業</td> <td>現に大口町内に設置してある自動販売機、現金收受機、釣銭機等、無人で金銭を收受する機器において、新紙幣 <u>(令和6年度に一新する予定の紙幣をいう。以下同じ。)</u> の発行に伴い金種識別や真贋判定に対応するために紙幣識別機ユニットの交</td> <td style="text-align: center;">2 分 の 1</td> <td style="text-align: center;">50 万円 を上 限と す る。</td> </tr> </tbody> </table>	事業 の種 類	補助対象経費	補 助 率	限 度 額	新紙 幣対 応支 援事 業	現に大口町内に設置してある自動販売機、現金收受機、釣銭機等、無人で金銭を收受する機器において、新紙幣 <u>(令和6年度に一新する予定の紙幣をいう。以下同じ。)</u> の発行に伴い金種識別や真贋判定に対応するために紙幣識別機ユニットの交	2 分 の 1	50 万円 を上 限と す る。	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 町税 大口町税条例第3条各号に規定する税目をいう。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年10月1日から施行する。</p>
事業 の種 類	補助対象経費	補 助 率	限 度 額						
新紙 幣対 応支 援事 業	現に大口町内に設置してある自動販売機、現金收受機、釣銭機等、無人で金銭を收受する機器において、新紙幣 <u>(令和6年度に一新する予定の紙幣をいう。以下同じ。)</u> の発行に伴い金種識別や真贋判定に対応するために紙幣識別機ユニットの交	2 分 の 1	50 万円 を上 限と す る。						

新	旧				
<table border="1" data-bbox="225 277 801 421"> <tr> <td data-bbox="225 277 320 421"></td> <td data-bbox="320 277 643 421"> <u>換等、必要な改修に要 する経費又は機器の更 新に要する経費</u> </td> <td data-bbox="643 277 703 421"></td> <td data-bbox="703 277 801 421"></td> </tr> </table> <p data-bbox="193 432 817 790">3 <u>新紙幣対応支援事業に係る補助金の交付を受けようとする事業者は、大口町中小企業支援事業（新紙幣対応支援事業）補助金交付申請書（様式第1の1）に、必要書類を添付し、町長に提出するものとする。なお、交付申請期間は、事業実施後、1年間又は事業実施年度の3月31日までのいずれか早い期日までとする。</u></p> <p data-bbox="193 808 817 887">4 <u>新紙幣対応支援事業に係る補助金の交付は、1事業者につき、1回限りとする。</u></p> <p data-bbox="193 904 817 1406">5 <u>新紙幣対応支援事業に係る補助金交付手続きに関しては、第5条第1項、第6条、第8条、第10条及び第11条の規定は適用しないものとする。この場合において、第7条第1項中「前条」とあるのは「附則第2条第3項」と、第12条中「前条の補助金の確定通知」とあるのは「第7条第2項の交付決定通知」と、「確定通知書」とあるのは「大口町中小企業支援事業補助金交付決定通知書」と、様式第8中「交付額の確定」とあるのは「交付決定」と読み替えるものとする。</u></p> <p data-bbox="193 1424 817 1552">6 <u>新紙幣対応支援事業に係る交付申請書の様式については、第6条の規定にかかわらず次の様式とする。</u></p> <p data-bbox="193 1570 817 1603"><u>様式第1の1（附則第2条関係）</u></p> <p data-bbox="193 1621 817 1655"><u>【別記】</u></p>		<u>換等、必要な改修に要 する経費又は機器の更 新に要する経費</u>			
	<u>換等、必要な改修に要 する経費又は機器の更 新に要する経費</u>				

(新)

様式第1の2 (附則第2条関係)

大口町中小企業支援事業 (新紙幣対応支援事業) 補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
担当者 (職・氏名)
連絡先

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱附則第2条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業概要

事業の名称	新紙幣対応支援事業
事業の内容	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
交付申請額	円

※交付申請額の算定は、別表を参照のこと。

2 対象経費の内訳

経費区分	補助対象経費	経費内訳
合 計		

(注1)「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。

(注2) 必要に応じて、別紙で作成すること。

(添付書類)

- ①個人の場合は、事業活動を証する書類及び直近の確定申告書の写し
- ②法人の場合は、登記事項証明書、定款及び直近の決算書の写し
- ③補助対象事業の内容が確認できる書類及び写真
- ④補助対象経費の金額が確認できるもの（国、県又はその他団体等から当該補助事業の実施に関して補助金等を受ける場合は、その交付決定を証する書類等を含む。）
- ⑤補助対象経費に係る支払いの内容が確認できる書類（領収書、振込書等）
- ⑥暴力団排除に関する誓約書
- ⑦その他町長が必要と認める書類

同 意 書

私は、大口町長に対し、大口町中小企業支援事業補助金の交付に必要な町税等の公簿の閲覧に同意します。

年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名